- 定稿版で、一般への公開用ではありません。されるまでの間、審議の参考に供するための未◇この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発行
- 発言のまま掲載しています。
   後刻速記録を調査して処置することとされた発言等は、原
- 受け取られることのないようお願いいたします。で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と

# ○階委員 国民民主党の階猛です。質疑を続行いたします。階猛君。○平口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

五月十一日の松田委員の質問に対する民事局長の答弁において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢を維持すべき合理的な理標準よりも高い成年年齢を維持すべき合理的な理標準よりも高い成年年齢を維持すべき合理的な理によいて、世界において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢について、G7やOEの答弁において、成年年齢について、G7やOE

か、関係の方から答弁をお願いします。の世界標準、これは何歳というふうに捉えているの世界標準をは伺いますけれども、飲酒、喫煙年齢

〇小田部政府参考人 お答えいたします。

ンスでは十八歳とされている一方、イタリア、オ煙年齢につきましては、イギリス、ドイツ、フラ国立国会図書館による調査によりますれば、喫

齢より低く設定されている国もあります。ランダでは十六歳とされており、私法上の成年

また、飲酒年齢につきましては、店内における国もございます。
また、飲酒年齢につきましては、店内における酒の購入については二十歳と、私法上の成年年齢より高く設定されている国がある一方で、オーストラリア、中国など十八歳として成年年齢との成年年齢より高く設定されている国がある一方で、オーストラリア、中国など十八歳として成年年齢と、私法上の成年年齢よりでは二十一歳、スウェーデンの販売店における画ができましては、店内における国もございます。

だろうと考えております。お尋ねの世界標準についてお答えすることは困難る年齢制限は国によってさまざまでございまして、このように、諸外国における飲酒や喫煙に関す

○階委員 さまざまとは言えないと思いますよ。
 ○階委員 さまざまとは言えないと思いますよ。
 ○階委員 さまざまとは言えないと思いますよ。
 ○階委員 さまざまとは言えないと思いますよ。

というのは世界標準と言えますか、お答えくださ成年年齢よりも飲酒や喫煙の年齢を高く設定する、そういう中で、もう一問お尋ねしますけれども、

*۱* )

#### 〇小田部政府参考人 お答えいたします

てください。通告していますから。
なことを言えばどうなんですかということは答えなことを言えばどうなんですかということは答えなことを言えばどうなのかということを聞いているわけで
で、喫煙年齢を高く設定していなくとも、傾向と
世界標準だから、それは全部、成年年齢より飲

かということを答えてください。 さまざまじゃだめですよ。標準的にはどうなの

○小田部政府参考人○小田部政府参考○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府参析○小田部政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府○小田和政府

見ていらっしゃるわけですよね、図書館のデータしている間に、この国立図書館のデータは皆さんくればよかったんですけれども、今ほかの問いを〇階委員 それでは、私もちょっと数字を調べて

そこで、民事局長にもお尋ねします。うにさまざまということじゃないと思いますよ。てください、後で聞きますから。あなたが言うよは何カ国あるか、それをちょっと数を数えておい国あって、逆に低く設定しているか同じである国より飲酒、喫煙年齢を高く設定している国は何カは。その中で、私が今問題にしている、成年年齢は。その中で、私が今問題にしている、成年年齢

康被害や非行の防止を挙げていました。にしないで二十歳のままでいる理由について、健きょうの答弁の中で、飲酒、喫煙年齢は十八歳

いるのかどうか、ここをお尋ねします。々では健康被害とか非行の問題というのは生じて々では実際あるわけですけれども、そういった国では、飲酒、喫煙年齢を十八歳以下にしている

## 〇小野瀬政府参考人 お答えいたします。

ておりません。いるかにつきましては、法務省としては承知はしいるかにつきましては、法務省としては承知はした飲酒、喫煙を原因としてどの程度非行が生じておきまして若年者の健康被害が生じている国々に飲酒、喫煙年齢を十八歳以下にしている国々に

○階委員○とは○と○にここだけは今までどおりというのは、どま行ということを挙げられて、成年年齢を引き下も、事実を調べもしないで抽象的な健康被害とかも、事実を調べもしないで抽象的な健康被害とかままに基づいてそれをやってほしいんですけれど事実に基づいてそれをやってほしいんですけれど事実に基づいてあれば

実際飲酒、喫煙による健康被害や非行というのがろが多いということでしたが、そういった国々でに成年年齢を十八歳に引き下げているというとこ例えば、諸外国では一九六○年代から七○年代

調べていないんですか。容を決めるべきではないですか。そういうことはふえているのか、これぐらい普通調べて法律の内

## 〇小野瀬政府参考人 お答えいたします。

私ども、民法で定めます成年年齢を引き下げる私ども、民法で定めます成年年齢を引き下げるおりまして、二十歳ですとか成年という概念を用いて十八歳にするのか、それとも実質二十歳を維持て十八歳にするのか、それとも実質二十歳を維持でが、ころでございます。

○階委員 局長も裁判官御出身だから、証拠に基につきましては、健康被害や非行の防止といったところの観点から二十歳を維持するというような御判断がされたということで、私どもはその御判います。○階委員 局長も裁判官御出身だから、証拠に基います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。○小野瀬政府参考人 お答えいたします。はことが許されるんですか。それでいいんですか。は徹底してやられてきたことじゃなれるというのは徹底してやられてきたことじゃなれるというのは徹底してやられてきたことじゃないて事実を認定し、その事実に基づいて主張さいて事実を認定し、その事実に基づいて主張さいたします。

ような御意見をいただいたところでございまして、の防止という観点から実質を維持する、こういうて検討がされて、その結果として健康被害や非行という点につきましては、それの所管省庁においそのような、この飲酒、喫煙年齢をどうするか

ものでございます。な非行等の状況については承知していないという法務省としては、その背景にあるそういったよう

無責任じゃないですか。
を検証してから答弁に臨むべきではないですか。であれば、本当にそれが正しいかどうかというのであれば、本当にそれが正しいかどうかというのの

ください。

ください。

は、でき上がったら言ってから。まだですか。(小田部政府参考人「まだでましたか。まだですか。(小田部政府参考人「まだでましたか。まだだったらいいです、時間の無駄だところで、警察庁、さっき言ったこと、わかり

れども、法務大臣にも伺いたいんですね。それで、時間がないので次の質問に行きますけ

法的には誤りだと思っています。 人年齢の引下げというふうに書いています。私は、法案について、成年年齢の引下げではなくて、成新聞の報道を見ますと、大半の新聞は、今回の

ます。 成人というのは大人であることが前提とされてい 成人というのは大人であることが前提とされてい これが成人の日の定義です。今の定義からすると、 その定義によると、大人になったことを自覚し、 その定義によると、大人になったことを自覚し、 これはどなたかの答弁の中でありましたけれども、 一方、祝日法の中で成人の日の定義があります。

ないということだと思うんですが、ということは、まり、民法の成年になっても大人と必ずしも言え味するものではないという答弁もありました。つしたけれども、大人とは必ずしも民法の成年を意五月十一日、これは藤原委員への局長の答弁で

それでいいんですか。違うというふうにも捉えられると思うんですね。成年年齢に達することと成人になるということは成人というのは大人であることが前提ですから、

ります。 ということについては、私もそのように思っておとか成年年齢の引下げというのが混在しているなて、少し紛らわしいところが、成人年齢の引下げて、少し紛らわしいところが、成人年齢の引下げ

成年年齢に達した者という意味で用いる場合につ成年年齢に達した者という意味で用いる場合につ成年年齢に達した者ということでござ成人というのは、今までは二十ということでござがましたけれども、十八歳に達した者ということでござを指すということになろうかと思いますが、成人を

○階委員そうすると、この法案が通ると、成人になるのは二十歳でするのは今までどおり改正後も二十歳だ、成年年齢というのは自動的に十八歳を意味する。成人になというのは自動的に十八歳を意味する。成人になというのは自動的に十八歳を意味する。成人にない。

○上川国務大臣 今申し上げた、成人という定義○上川国務大臣 今申し上げた、成人というのは二十かまが年年齢に達した者という意味で用いる場合、

定義することはなかなか困難であるというふうに成人についての考え方というのを一概に一つで

ります。位置づけるものではないかというふうに思ってお思いますけれども、今のような物の考え方として

○階委員 ごめんなさい、今のお話を敷衍すると の階委員 ごめんなさい、今のお話を敷衍すると

○上川国務大臣 先ほど少し厳密に申し上げたの のかというふうに思います。○上川国務大臣 先ほど少し厳密に申し上げたわけで ございますが、成人というものを成年年齢に達し た者という意味で用いる場合ということでござい ますが、今までは成年年齢は二十でございました ますが、今までは成年年齢は二十でございました ので、今回は引き下げるわけでございますがで 成人はまさに十八歳に達した者を差すことになろ うかというふうに思います。

**)に──別ろには、え、こ、このにのいてのごを達した者という定義がどこにあるんですか。すか、教えてください。成人イコール成年年齢にの階委員** 今の定義って、どこにある定義なんで

う。」ということであります。 **〇上川国務大臣** 成人というものについての定義 ということで、これは広辞苑のものでありますが、 一としては、「幼い者が成長すること。また、そ とな。現在、日本では男女とも満二十歳以上をい とな。現在、日本では男女とも満二十歳以上をい とな。現在、日本では男女とも満二十歳以上をい とな。現在、日本では男女とも満二十歳以上をい の人。」ということでありますが、

しては、改正後は、成人は十八歳に達した者を指し上げたところでありますが、本法律案につきま達した者という意味で用いる場合ということで申そこで、先ほど申し上げた、成人を成年年齢に

しいですね。確認させてください。 **〇階委員** じゃ、政府の見解は、広辞苑に従って、 すということになろうというふうに思います。

○上川国務大臣 先ほどの、冒頭からお答えを申し上げていることについては、いわゆる成人ということで、これにつきまして、成人の意味というのはたところでございまして、成人の意味というのはたところでございまして、成人の意味というのはたところでございまして、成人の意味というのはすることで、これにつきましては成年年齢に達したりによるものでございまして、のは、いわゆる成人といり上川国務大臣 先ほどの、冒頭からお答えを申いというふうに思います。

下げられるということだと思います。今後十八歳に引き下げた場合には、十八歳に引きいうふうに設定しているわけでございますので、用いる場合、今の日本では男女ともに二十以上と用いる場合、今の日本では男女ともに二十以上と

○階委員 何か、前段と後段が整合してなくて、○階委員 何か、前段と後段が整合してなくて、

思います。 いろいろな形で使われているものだというふうにうことについては、社会の中でさまざまな場面で、 **〇上川国務大臣** この成人についての考え方とい

齢の改正をという言い方もあるし、成人年齢の長い経緯の中で、先ほど申し上げたように成年

歳に達した者を指すということでございます。 ましては、この成人というのを成年年齢に達した ございますが、この法律案に、改正した後につき な要素を持つものであるというふうに思います。 改正とおっしゃっていらっしゃる方も 者という意味で用いる場合につきましては、十八 の仕方ということについては、いろいろな多義的 成人ということで、先ほど来のもので

得るということでよろしいですね。 すね、結論としては。成人というのは、一義的に 多義的な意味があるということでよろしいわけで ○階委員 では、結論としては、成人というのは はなくて、いろいろな成人の定義というのはあり 十八歳に達した人というふうに唯一絶対の定義で

として申し上げた一つでございますが、一概に申 **〇上川国務大臣** 成人の意味ということに な文脈の中で考えると、 うことについては、社会全体の今までのさまざま したし、恐らくこれからもそのようなことは残っ の中での使われ方というのをこれまでもしてきま し上げることができないというのは、多様な社会 者という、そういう考え方というのが先ほど定義 ようなことについては、成年を成人年齢に達した はこうだというふうに厳密に定義規定を置 概に成年と成人を一つのイコールにするという したがって、社会全体のルールとして、 いくのではないかというふうに思っております。 ただり こう こう たい たほど来の話のとおり、いろいろな文脈の中 山国務大臣 成人の意味ということについて 社会の中で使われてきたものでございまして、 なかなか多義性が高いと 成人と くとい

○上川国務大臣 今のさまざまな社会の中でも、 自治体の御判断で行われているということでござ られているわけではございませんで、現在、地方 られているわけではございませんで、現在、地方 えるんですけれども、それでよろしいですか。 たときにやっても別に問題ないというふうにも思 ○階委員 多義的であるということであると、いうふうに思っております。 成人式というのは従来どおり、二十歳に達 じ ī

否定されるものではないというふうに考えている二十の者を対象として成人式を行うということはそのために、成年年齢が引き下げられた後にも、 ところでございます。

式も十八歳でやらなくちゃいけないのかなと思っ年齢が引き下げられたら、成人も十八歳で、成人の格子員 私も今まで、てっきり、十八歳に成年 一つの大きなメルクマールだと思って、一番最初は、お酒やたばこも自由にたしなめるというのがと、自分が成人になったという自覚を持つために のようなことも聞いているわけですよ。一つの大きなメルクマールだと思って、一番最 いうことなんですね。やはり、私の感覚からする ていたんですけれども、そういうわけでもないと

ませんし、かつ、法案の中身を見ても、より法案ということが、まず、マスコミもよく理解してい はなくて、成年年齢の引下げを議論しているんだ ぎますよ、これは。何でそんなに時間がかかる。 ということで、何か今回の法案は、成人年齢で 中身に忠実に言えば、 もういいかげんできましたよね、警察庁。遅 Uえば、今回の改正案というのは 法案の中身を見ても、より法案 過

> う考え方はどうでしょうか。 はないかというふうに思いますけれども、そうい ものだと言った方が議論が錯綜しないで済むので 引をする年齢と親権に服する年齢を引き下げる 法務大臣にお尋ねし

の対象となる年齢を引き下げることを主な内容とば、単独で契約をすることができる年齢及び親権 するものでございます。 につきましては、 〇上川国務大臣 民法の改正部分のみを考慮する委員御指摘のとおり、本法律 ħ

舌りこる)、こここでは、二十が、先ほどのお国民の意識におきましても、二十が、先ほどのおイネク麦準とされているものでございます。一般 ております。 引下げと称するのが相当であるというふうに考え らすれば、本法律案につきましては、 ているということでございますので、 いった文言の意味が実質的に変わるということを を十八歳に引き下げているほか、成年、未成年と 年齢に合わせる形で、他の法律の年齢要件、これ する基準となっているというふうにも思われます。 準となっている。二十が、大人と子供の範囲を画 子供の意識、子供との範囲、これを画している基 話のとおり、大人になればということでの 歳は、民法以外の多数の法令におきまして、 そして、本法律案につきましては、民法の成年 しかし、民法が成年年齢としている二十、 多数の法律の年齢要件に影響を与え そのことか 成年年齢 各種

していただくことができるように、 に努めてまいりたいと思いますが、 民法上の効果につきまして国民にし さらなる周 そのような か りと 理

いと思います。

服する年齢を下げるということを言われた方がい の階委員 成年年齢の引下げで、大人になる時期 が変わるんだというふうに普通皆さんは捉えられ なに、実際にこの法案でも、酒やたばこというの は二十歳のままであるということで、やはり、誤 は二十歳のままであるということで、やはり、誤 神独で契約をする年齢を下げる、プラス、親権に 単独で契約をする年齢を下げる、プラス、親権に が変わるんだというふうに普通皆さんは捉えられ が変わるただというふうに普通皆さんは捉えられ が変わるただというふうに普通皆さんは捉えられ が変わるただというふうに普通皆さんは捉えられ が変わるただというふうに普通皆さんは捉えられ が変わるには、今回やろうとしているのは、 単独で契約をする年齢を下げるということを言われた方がい

育を施すことになっているんでしょうか。 育を施すことになっているんでしょうか。 で表表育に関するアクションプログラムは、法律が改正されて施を実行すると言われていますが、この三年間でやを実行すると言われていますが、この三年間でやを実行すると言われていますが、この三年間でやを実行すると言われていますが、この三年間でやを実行すると言われていますが、この一八年度すけれども、先日来、答弁の中で、二○一八年度すけれども、先日来、答弁の中で、二○一八年度

## 〇神山政府参考人 お答え申し上げます。

消費者庁が作成した教材「社会への扉」の全国で現行の高等学校の学習指導要領の趣旨の徹底や、配開するアクションプログラムにつきましては、正関するアクションプログラムにつきましては、金本年二月に、消費者庁、文部科学省、法務省、金本明計額のございました、平成二十一年度の改訂のに関するアクションプログラムにつきましては、金本年出版。

等における消費者教育を推進することとしていま費生活センターとの連携の促進などにより、大学費者教育を推進いたしますとともに、大学等と消の活用の促進などにより、高等学校等における消の活用の促進などにより、高等学校等における消

○二○年度までの三カ年間、関係省庁が連携して○二○年度までの三カ年間、関係省庁が連携して、2010年度までの三カ年間、関係省庁が連携して、集中的に取組を強化することとしておりまして、集中的に取組を強化することとしておりまして、生物である者には、学習指導要領に基づきまして、二〇二二年の四月に改正法施工のアクションプログラムに基づきまして、二

 ○階委員 法施行時に十八歳という人は、今現在、 中学校二年生です。その人たちがちょうど高校二年生ぐらいになるときに、このアクションプログラムで対象になっていないんがアクションプログラムですね。高三からいよい齢に達するというのに、直前の一番大事な一年間齢に達するというのに、直前の一番大事な一年間がアクションプログラムですね。三年間は終わっているんですね。高三からいよいですね。三年間は終わっているんですね。高三からいよいですね。三年間は終わっているんですか。

○神山政府参考人
 ○アクションプログラムの集中の神山政府参考人
 下クションプログラムの集中を度までに、この法施行をまさに機会に、いろん年度までに、この法施行をまさに機会に、いろん取組期間の趣旨でございますけれども、二○二○取組期間の趣旨でございますけれども、二○二○以上の表表

推進に努めてまいる所存でございます。討を重ねた上で、引き続き、必要な消費者教育のような取組が必要かというようなことについて検年度には評価をいたしまして、さらに、次にどの

簡潔にお答えいただきたいと思います。 〇階委員 消費者庁にも来ていただいております

ことになっているんでしょうか。歳になる人たちのために、どのような活動をするーター、これは同じく、今中二、法施行時に十八一年度予算に計上された消費者教育コーディネ

## **〇井内政府参考人** お答え申し上げます。

消費者庁としましては、若年者への消費者教育方など、重要な役割を果たすと考えております。方でございますけれども、の間に立って調整を行力でございますけれども、の間に立って調整を行力ないますけれども、の間に立って調整を行うなど、重要な役割を果たすと考えております。消費者教育コーディネーターは、消費者教育の消費者教育コーディネーターは、消費者教育の

えております。

「消費者庁としましては、若年者への消費者教育コーディネーターの配置がなされているとおり、二〇二〇年度までに全ての都道府の推進に関するアクションプログラムに掲げられの推進に関するアクションプログラムに掲げられの推進に関するアクションプログラムに掲げられるとおります。

有効に消費者教育がなされるように、間に入ってとげました外部人材の間をつないで、効率的に、対して、それが学校であればその学校と、今申し対して、それが学校であればその学校と、今申しすけれども。そこだけ端的に答えてください。すけれども。そこだは端的に答えてください。の階委員 ちょっと意味がわからない。中二の人

うことでございます。いただいて調整してもらう、それを実行するとい

の効果が上がっているという答弁がありました。 齢の引下げの環境整備のための施策について相応 十一日の松田委員に対する答弁において、成年年 民事局長にお尋ねしますけれども、これも五月 果が上がるのかという感じがしますけれども。

#### 〇小野瀬政府参考人 お答えいたします。 その根拠を具体的に説明してください。

きたものと考えております。者の自立支援のための取組は相応の効果を上げて消費者被害の拡大を防止するための取組や、若年、法務省としましては、これまでに実施してきた

から実施されております。 改訂後の高等学校学習指導要領は平成二十五年度教育、法教育、金融経済教育等の充実が図られ、二十一年度の学習指導要領の改訂により、消費者二十一年度の学習指導要領の改訂により、消費者

められているところでございます。
シャルワーカーの配置を推進するなどの施策が進きまして、スクールカウンセラー、スクールソー部で決定した子供・若者育成支援推進大綱に基づ平成二十八年二月に子ども・若者育成支援推進本平成二十八年二月に子ども・若者育成支援推進本

値をもって効果が上がっていることをお示しするに検証することは困難でありまして、具体的な数含まれておりまして、その全体的な効果を定量的各種教育や周知啓発活動など、さまざまな施策が成年年齢の引下げに向けた環境整備の施策には、

ざいます。

さいます。

さいます。

さいます。

ことで、法務省としては、環境整備施策は相応のよれで、こういった施策が進められているというまして、こういった施策が進められているというまして、こういった施策が進められているということに難しゅうございますが、これらの事実は、ことは難しゅうございますが、これらの事実は、

○階委員 またしても裁判官出身で。○階委員 またしても裁判官らしからぬ、根拠な○階委員 またしても裁判官らしからぬ、根拠な

とでしょう。虚偽答弁じゃないですか。 今説明されたことは、全部施策の話を説明されたことは、全部施策の話を説明されたことは、全部施策の話を説明されたことは、全部施策の話を説明されたことは、全部施策の話を説明されて はいますよ。この間の答弁は、施策について相応の効果が上がっていると言われたので、相応の効の効果が上がっていると言われたので、相応の効の効果が上がっていると言われたので、相応の効の効果が上がっていると言われたので、相応の効の対象には、全部施策の話を説明されています。

## 〇小野瀬政府参考人 お答えいたします。

困難なところがございます。につきまして、なかなか定量的に検証することは、先ほど申し上げましたとおり、こういった施策

いるところでございます。
たものと判断することは可能ではないかと考えてった実施状況をもって、相応の効果が上がってきった実施状況をもって、相応の効果が上がってきいったものが幅広く実施されている、そういった施策の実施状況、

インプットとアウトカムというのが政策評価で定 〇階委員 実施状況と効果は全然違いますよね。

ですか。ですか。裁判官、それでいいんをしっかりやっているから、アウトカムもしっかりやっているから、アウトカムもしっか有を言っているがですが、大力をしっかりやっているから、アウトカムもしっかがある。このは、

答えてください。 そろそろ出たでしょう。 最初の話に戻ります。そろそろ出たでしょう。

#### 〇小田部政府参考人 お答えいたします。

つきましては、十六歳という国が五カ国、十八歳た調査結果によりますと、私法上の成人と飲酒、た調査結果によりますと、私法上の成人と飲酒、た調査結果によりますと、私法上の成人と飲酒、た調査結果によりますと、

でございます。 歳という国が一カ国、制限なしという国が一カ国う国が二カ国、二十歳という国が一カ国、十九歳といが八カ国、十八歳という国が七カ国、十九歳といが八カ国、十八歳という国が七カ国、十六歳という国ビールの購入につきましては、十六歳という国 二十一歳が一カ国です。

という国が十三カ国、十九歳という国が二カ

りましたか。 いんですけれども、二十カ国のうちどれぐらいあ高く設定しているところは、二十カ国が分母でい **〇階委員** 要は、成年年齢より飲酒や喫煙年齢を

くださいよ。おかしいじゃないですか。一割です〇階委員 それをさまざまであるとか言わないで〇小田部政府参考人 二カ国であります。

いますよ。 に属するということで、全然世界標準から離れてに属するということで、全然世界標準から離れて少数派人歳、飲酒、喫煙は二十歳、これは極めて少数派よ。だから、日本が今回引き下げて成年年齢は十よ。だから

表初に局長が、成年年齢は国際標準が十八歳、 世界標準が十八歳だから、我が国において世界標準が十八歳だから、我が国においてすか。 合理的な理由がそれこそ見出しがたいですよ。 中界標準は全然違いますよ。二十歳のままである 合理的な理由がそれこそ見出しがたいですよ。 全く、この法案、証拠もない、事実の認定はいいかげん、それに基づいてつくっているということで、この点に即して見てもこの法案にはにわかに賛同しがたいということを申し上げて、質問を終わります。

a